

(受取人死亡時のご案内)

特定医療費（療養費払）の口座振替先について

受給者本人が特定医療費（療養費払）の請求時又は支払時に亡くなっている場合、相続人の口座へ振り込みます。相続の状況に応じて、下記書類を管轄の地域振興局健康福祉（環境）部（保健所）へ提出してください。

1 相続人が協議して遺産を分割した場合

(1) 別紙様式第7号 特定医療費請求書（療養費払）

(2) 遺産分割協議書（原本）

必要部分（相続関係図・協議書・印鑑証明・戸籍（除籍）謄本等）をコピーした後、お返しします。

2 法定相続の場合

(1) 別紙様式第7号 特定医療費請求書（療養費払）

(2) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（原本）

- ・被相続人の死亡が分かるもの
- ・被相続人と相続権利者全員との関係が分かるもの（下記【注意事項】をご覧ください。）

(3) 委任状・・・相続権利者全員の自署・押印が必要。（ただし、相続放棄の申述をした方を除く。）

※他の相続人が相続放棄の申述をした場合、上記書類に加えて、相続放棄した方にかかる下記書類が必要となります。

(4) 相続放棄申述書を受理した旨の家庭裁判所の証明書（原本）

必要部分をコピーした後、お返しします。

【注意事項】

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は、市町村の担当窓口で請求してください（有料）。
- ・戸籍が改製されている場合、改製前の戸籍（原戸籍）でないと相続権利者が確認できない場合があります。お亡くなりになった方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は、出生時から死亡時までの戸籍を請求してください。

（市町村で請求する際には、この案内を窓口担当者に見せて請求してください。）